

# 障がいのある学生への支援に関する基本方針

鹿児島純心女子短期大学

鹿児島純心女子短期大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」等を遵守し、以下に示す基本方針に則って障がいのある学生への支援の充実を図ります。

## 1 機会の確保

入学希望者や在学生在が、障がいのあることを理由に受験や修学を断念することのないよう、受験及び修学において公平な機会を確保する。

## 2 合理的配慮

障がいのある学生個々のニーズと意思を尊重し、継続可能な支援内容を双方の合意形成に基づき実施する。

## 3 支援体制

障がいのある学生への支援については、障がいのある学生への支援委員会をはじめとする関連委員会等と連携しながら、必要に応じて支援する。

## 4 施設・設備

障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、学内の施設・設備および環境整備に努める。

## 5 理解促進

障がいへの理解と支援方法に関する研修等を実施し、学生及び教職員の理解と支援技術の向上に努める。

制定日 令和 2 年 9 月 10 日